

福祉常任委員会

開催日	令和5年12月13日
時間	午前9時30分～午前10時48分
場所	委員会室
出席議員	山内 徳彦、浅妻 奈々子、久野 茂、高橋 哲生 岡山 克彦、小崎 進一、土本 千亜紀 (伊藤 嘉起議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 石田市民環境部長 加藤健康福祉部長 飯田総務部次長兼財産管理課長 松村市民環境部次長兼生活環境課長 吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 服部財政課長 藏城市民課長 浅野保険年金課長 梶浦産業課長 鈴木社会福祉課長 寺社下高齢福祉課長 岡田保険年金課課長補佐 米沢生活環境課課長補佐 石田高齢福祉課課長補佐 小出財産管理課係長 山本社会福祉課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	傍聴者1名

(時に午前 9時30分 開会)

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから福祉常任委員会を開会します。

去る7日の本会議において、福祉常任委員会に付託となりました議案について審査します。

当委員会に付託された所管は市民環境部及び健康福祉部です。

それでは、ただいまから審査に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入っていただくようお願いいたします。

各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけてください。なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

また、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣告し、内容が逸脱しないように心がけてください。

はじめに、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分について説明をお願いします。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長 (古川 伊都子君)

健康推進課の古川でございます。

それでは、タブレットを2画面表示にいただき、市長提出議案等の7ページと説明資料の4ページをお願いいたします。

まず、議案の7ページです。

議案第50号

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づき、公共施設の使用料等を改定するため必要があるからです。

議案等の 8 ページをお願いいたします。

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例

今回の改正は、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し、5年を目安とした改正です。各施設ともに現行使用料の 0.8 倍から 1.2 倍までを改定範囲とする激変緩和措置を講じています。

それでは、福祉常任委員会所管分について一括で御説明いたします。

まず、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく施設の使用料の改定です。

議案等の 11 ページをお願いいたします。

第 8 条は、清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、議案等説明資料の 5 ページをお願いいたします。

清洲総合福祉センターの各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額をそれぞれ記載しています。

第 9 条では、清須市西枇杷島老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正です。西枇杷島老人福祉センターの各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額をそれぞれ記載しています。

第 10 条では、清須市西枇杷島生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正です。西枇杷島生きがいセンターの各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額をそれぞれ記載しています。

議案等の 13 ページをお願いいたします。

第 17 条は、清須市春日老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

議案等説明資料は同じく 5 ページをお願いいたします。

春日老人福祉センターの各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額をそれぞれ記載しています。

次に、基本方針に該当しないその他の施設使用料等の改定です。

議案等の 12 ページをお願いいたします。

第 12 条は、清洲城の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

議案等説明資料の 10 ページをお願いいたします。

清洲城の天主閣の現行入場料、新入場料、増減額をそれぞれ記載しています。

議案等の13ページをお願いいたします。

第16条は、清須市市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

議案等説明資料は10ページをお願いいたします。

市民農園の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

それでは、議案等の14ページをお願いいたします。

中ほどの附則です。第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第16条中清須市市民農園の設置及び管理に関する条例附則に1項を加える改正規定及び次項の規定を公布の日から施行するものです。

第2項は、令和6年3月末までに、令和6年4月1日以降の利用等の許可を受けた場合、その使用料等については改正後の新使用料等を徴収する旨を規定したものです。

議案第50号の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

では、これで質疑を終了し、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分について説明をお願いします。

松村市民環境部次長兼生活環境課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課長の松村です。よろしく申し上げます。

それでは、タブレットの市長提出議案等の15ページと提出議案等説明資料は同じく15ページを併せてお願いいたします。

それでは、議案の15ページの

議案第51号

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、市の事務で特定の者のためにするものの利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮し、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づく公共施設の使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定するために必要があるからです。

議案書を1枚めくっていただきまして16ページをお願いします。

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

清須市手数料条例等の一部を改正する条例

生活環境課が所管します条例につきましては、中段の第2条 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正と、第3条 清須市新川墓地条例の一部改正になります。

主な改正内容を説明させていただきます。

提出議案等の説明資料の15ページをお願いします。

1つ目の丸印、概要につきましては、今回の手数料の一部改正は市の事務であります特定の者のうち、利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮して、公共施設等の使用料の設定に関する方針に基づき、公共施設等の使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定するものでございます。

3つ目の丸印、手数料の改定につきましては、2つ目の表の(2) 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の表のとおりでございまして、ごみ処理手数料の可燃ごみの大の手数を1セット当たり、今30枚当たり340円から1セット400円に、同様に可燃ごみ中を230円から260円、可燃ごみ小を150円から160円、不燃ごみ大を400円から500円に、不燃ごみ中を310円から340円に改めるものでございます。また、空き缶及び金物

のごみ袋につきましては、再資源化を推進するもので分別仕分けのルール等が定着してきており、資源ごみである古紙やペットボトル等と同様の扱いをするため、手数料を廃止いたします。し尿処理手数料につきましては、くみ取り量の減少に伴い、事業を安定的に継続していくため、手数料を220円から270円に改定するものでございます。

続きまして、(3) 清須市新川墓地条例の一部改正につきましては、清掃管理手数料として年額500円を管理手数料として年額800円に改めます。また、同条ただし書きの清掃管理手数料を管理手数料に改めさせていただきます。この手数料の改定につきましては、適正に墓地管理をするため、墓地使用者に応分の負担を求めるために手数料を改定するものでございます。

市長提出議案等のページを1枚めくっていただいて、17ページをお願いいたします。

附則になります。1 この条例は令和6年4月1日から施行いたします。清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置といたしまして、2 この条例の施行の前日までに第2条の規定による改正前の清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表1に定めるごみ処理手数料の額により当該ごみ処理手数料をあらかじめ納付した者が、施行日以後に当該ごみ処理手数料の額に係る専用指定袋を使用する場合には、第2条の規定による改正後の清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1に定めるごみ処理手数料の額により、ごみ処理手数料を納付したものとみなすということで、これは3月31日までにごみ袋を購入した者は、そのごみ袋を4月1日以降も引き続き使用することができるというものでございます。

3 新条例別表第1に定めるし尿処理手数料の額は、施行日以後、すなわち4月1日以後のし尿処理に係る手数料に適用し、施行日前3月31日までのし尿処理に係る手数料につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

清須市新川墓地条例の一部改正に伴う経過措置として、4 第3条の規定による改正後の清須市新川墓地条例第15条の規定は、令和6年度以降の年度分の管理手数料について適用し、令和5年度分までの清掃管理手数料については、なお従前の例によるというものでございます。

簡単でございますが説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

何点かお聞きしたいと思います。今回、ごみ袋の料金が上がるということで、非常に市民の生活に直結するものだと思うんですけども、増減額が60円ということで、基本的に1週間に2回、可燃ごみに関しては出される方がいらっしゃると思うんですけども、こういったお知らせ等というのは、値上がりしますよというお知らせは、実際に4月1日からになりますけれども、いつ頃お知らせをされる予定でしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課長の松村です。

お認めいただけましたら、1月号の広報以降で皆様にお知らせさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

非常に値上がりということもありますので、丁寧にまた問合せ等も結構あるかと思しますので、ぜひ丁寧に説明をしていただきたいと思いますし、何年か前に、確かに周りの市町村に比べてごみのこの袋というのは、そんなにお高い感じでは、よそのとこだと800円とか、割と千円近いところもあったりすると思うんですけど、何年か前に一度、ごみ袋がお店から消えたことが、何年か前にたしかあったと思うんですけど、私もたしか、どこかのお店でごみ袋を予約して購入した覚えが何年か前にあったんですけども、ちょっと値上がりをするということで、今回もちょっとその辺も心配にはなっているんですけども、課のほうとしては何かその辺も懸念をされていることとかありますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

松村でございます。

令和元年度のときに値上げさせていただいたときに、ちょっと供給のほうに滞りまして、いつか店頭等からなくなったということは聞いております。今回そのようなことがないように、1月以降、皆様の手に届くように、ごみ袋の制作枚数をちょっと増やしまして、対応させていただくというふうに準備をさせていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、ありがとうございます、土本です。

ぜひなくなってしまうとごみ出せなくなってしまうので、ぜひそのような認識で動いていただいているということで、非常に心強く思いましたので、引き続きまた対応のほう、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

質疑のある方。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

では、これで質疑を終了し、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

令和5年12月、清須市議会定例会市長提出議案等の41ページと、参考資料の21ページをお願いいたします。

議案第57号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして42ページをお願いいたします。

主な内容について説明いたします。

減額の対象となる被保険者及び減額の期間は届出より出産予定月、もしくは出産の予定日の前月から出産予定月の翌々月までの期間。国民健康保険税の医療給付費分、後期支援分、介護納付分の所得割、均等割の該当する月分を減額するものでございます。なお、届出の提出につきましては、必要事項を記載し、必要書類を添え、出産予定日の6か月前から行うことができるものでございます。

附則でございます。

この条例は令和6年1月1日から施行し、この条例による改正後の各条例の規定は、令和6年1月以後の期間及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年12月以前の期間及び令和4年度分までの国民健康保険につきましても、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

質問させていただきます。健康保険税は納付が7月から2月という形で8か月で納付するんですけども、こちら辺のこういった形で減額で精算とかされるのか教えていただけますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、7月に本算定しますけれども、該当する4か月分だとすると、その年額から4か月分を引いた残りの分を納税額として8回で分けて、分けたものの納付書を送らせていただく予定でございます。本算定後に出産された方につきましては、本算定の額から4か月分を引いた残りの額として税額変更させていただいた納税通知書を送らせていただく予定でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

小崎委員。

小崎 進一委員

ありがとうございます。あと、例えとして、大体どれぐらい減額されるか、参考、どのぐらいなものかと教えていただくことはできますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

まず、年税額から均等割と所得割の分を4か月ですので、例えばの分かりやすい数字でいきますと、所得が120万円だった方で、税率が10%とすると、年額12万円の所得割額となります。そこから4か月分ですので4万円を引いた残りを請求させていただく。均等割につきましても、例えば計算しやすいように年額6万円だとすると、6万円の4か月分ですので2万円を引いた額を請求させていただくという形になります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、ほかに質疑のある方の挙手を求めます。

土本委員。

土本 千亜紀委員

すみません、今のところで引き続いて質問させていただきたいと思いますが、これ該当する方というのは、知ってる方は知ってると思うんですけど、御存じない方も当然出てくると思うんですけど、どういった形で、こういった減額されるということをお知らせとかされるんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、広報ですけれども、広報1月号に掲載する予定でございます。あと、ホームページでもお知らせする予定でございます。あと、出産に伴って被保険者証が必要ということだと、まずそこ、出産された方も国保だとすると、そこで窓口でお声がけさせていただく。あと、できれば母子手帳を発行するときにもPRさせていただくという形になると思います。中には社会保険の方も見えますので、国保の方へという形でPRさせていただこうと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

ありがとうございます、土本です。

結構いろんなパターンがあると思うんですけど、例えば本当は当初この月に生まれますって言って、届出しましたってなっても、次の月に実際に出産になった場合とかというのは、すみません、ちょっと分からないこといっぱい。あくまでも出産したところから前後で減額されるということによろしいんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、出産予定の月から4か月計算させていただきますけれども、税額の更正、所得の変更だとか、社会保険に入ったとか、転出された方、そういったときに更正するときに出産月を基準としまして再計算させていただく予定でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です、ありがとうございます。

あと、最後もう1点、ちょうど出産月とか出産前とかに、この申請がいろんな理由でできなかった場合、後から申請というのも遡って、来年の1月からに該当すれば申請も可能ということでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅野課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

出産後の届出でも4か月分の減額の対象になりますので、届出していただければ計算させていただきます。税額変更の通知を送らせていただくという形になります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、ありがとうございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

これで質疑を終了し、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

全員賛成でございます。

よって、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

浅野保険年金課長。

保険年金課長 (浅野 英樹君)

保険年金課長の浅野でございます。

令和5年12月、清須市議会定例会市長提出議案等の45ページ、参考資料の22ページをお願いいたします。

議案第58号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由としましては、この案を提出するのは個人番号を独自に利用することができる事務に福祉医療制度による医療費の支給に関する事務及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加するとともに、庁内において連携することができる特定個人情報に福祉医療制度における受給資格者又は不妊治療費助成制度における対象者の確認に必要な情報を追加するために必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして46ページをお願いいたします。

主な内容について説明させていただきます。

令和6年秋に健康保険証の原則廃止に伴い、福祉医療費助成事業等において受給資格の確認のためマイナンバーを利用し、健康保険の資格確認を行うこととなります。マイナンバーの利用については、法で定められた業務以外での利用につきましては、条例に利用範囲を規定する必要があるためです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

市長提出議案等の 51 ページと、併せて市長提出議案等説明資料の 23 ページを御覧ください。
はじめに、市長提出議案等の 51 ページを御覧ください。

議案第 59 号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整理する必要があるからです。

提出議案等を 1 枚おめくりいただき、52 ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
次のように改正する。

主な改正の内容について御説明いたします。

第 15 条において、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部改正に伴い、引用条項の整理をするとともに、第 36 条において特別利用教育の基準に係
る読み替え規定の整理を行うもので、第 15 条第 1 項第 2 号中、同条第 11 項を同条第 10 項に
改め、また第 36 条中第 3 項中、第 6 条第 2 項中の次に、認定こども園または幼稚園とあるのは、
特別利用教育を提供している施設と、を加えるものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するものです。なお、この条例の対象となる市内の施
設は認定こども園では、ゆめのもりこどもえん、はなのもりこどもえん及びゆうあいこども園の
3 園。西枇杷島第 1 幼稚園の 1 園。保育所では市保育園の 12 園でございます。

議案第 59 号の説明は以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」 の声あり)

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

これで質疑を終了し、議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

全員賛成でございます。

よって、議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について説明をお願いします。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長 (鈴木 許行君)

社会福祉課長、鈴木でございます。

議案第62号について御説明をいたします。

市長提出議案等の57ページと、説明資料の29ページを御覧ください。

まず、市長提出議案等の57ページでございます。

議案第62号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 清須市清洲総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 名称 社会福祉法人清須市社会福祉協議会
 - (2) 所在地 愛知県清須市一場古城604番地15
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

説明資料の29ページを御覧ください。

3つ目の丸、指定管理候補者の選定の考え方を御覧ください。

指定管理者に公の施設を管理を行わせようとする場合は、本来公募することとされておりますが、今回の候補者である社会福祉法人清須市社会福祉協議会につきましては、現在も指定管理者として清須市清洲総合福祉センターの指定管理者として指定を受けており、施設の性質、実績等から公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるため、清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定を適用して、公募を行わず社会福祉法人清須市社会福祉協議会を指定管理者候補者として指定をするものでございます。

議案第62号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案のうち、福祉常任委員会所管分について説明をお願いします。

藏城市民課長。

市民課長（藏城 浩司君）

市民課の藏城です。

議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案、福祉常任委員会の所管分

を私のほうから一括して御説明いたします。

はじめに、補正予算書及び説明書の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。追加になります。

清洲総合福祉センター管理業務指定管理者委託事業、社会福祉法人清須市社会福祉協議会です。清須市総合福祉センターの債務負担行為を令和5年度から令和10年度までの期間とするもので、限度額は1億6千758万円になります。

次に、歳入になります。

10ページ、11ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額8千955万円の増額、3節生活保護費負担金です。

2目衛生費国庫負担金、補正額14万6千円の増額、1節保健衛生費負担金で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の新規計上です。新型コロナウイルス予防接種費の財源となります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額218万2千円の増額、1節社会福祉費補助金で障害者総合支援事業費補助金の新規計上です。障害者福祉サービス報酬額改定に伴うシステム改修費の財源となります。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額34万4千円の増額、1節社会福祉費負担金で産前産後保険税負担金の新規計上です。国民健康保険被保険者の産前産後の保険税を減額する額の4分の3を国と県で負担するものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額674万1千円の増額、1節社会福祉費補助金で福祉医療費支給事業補助金です。

18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、補正額7万5千円の増額、1節社会福祉費寄附金です。

6目衛生費寄附金、補正額63万7千円の増額、1節保健衛生費寄附金の新規計上です。事業者から地域住民の健康づくりや暮らしの充実に向けた取組への活用目的として頂いた寄附金です。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入、補正額127万円の増額、3節民生費雑入で保育対策総合支援事業費補助金返還金と、保育園医等報酬返還金の新規計上です。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出になります。

16、17ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額1千427万2千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額729万8千円の増額、1節報酬から27節繰出金までで、説明欄の4行目、国民健康保険特別会計繰出金、7行目、介護保険特別会計繰出金、11行目、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額です。

2目障害者福祉費、補正額6万円の増額、1節報酬です。

1枚はねていただきまして、18、19ページを御覧ください。

4目福祉医療費、補正額2千626万3千円の増額、12節委託料と19節扶助費で福祉医療費に係るこども医療費支給拡大に伴う医療費支給費の増額です。

5目社会福祉施設費、補正額65万5千円の増額、1節報酬から17節備品購入費までで説明欄の4行目、西枇杷島福祉センター管理費の増額です。社会福祉費寄附金を活用し、西枇杷島福祉センター事業の充実にに向けた備品等を購入するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1千527万2千円の増額、1節報酬から22節償還金、利子及び割引料までで、説明欄の4行目、児童福祉費の増額です。令和6年度に予定をしている子育て支援に関する宣言に合わせて、本市が実施している子育て支援策の情報発信を行うための委託料になります。

2目母子福祉費、補正額14万2千円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

3目保育所費、補正額812万8千円の減額、1節報酬から12節委託料までで、説明欄の4行目、保育園事務費の増額です。育児休業取得保育士の代替として人材派遣保育士を業務委託するものです。

4目児童館費、補正額510万9千円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

5目児童福祉施設費、補正額68万8千円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

1枚はねていただきまして、20、21ページを御覧ください。

6目子育て支援センター費、補正額40万5千円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額588万7千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

2目生活保護扶助費、補正額1億1千940万2千円の増額、19節扶助費で生活保護者数の増加に伴う生活保護扶助費の増額です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 3 千 5 3 7 万 3 千円の減額、1 節報酬から 1 7 節備品購入費までで、説明欄の 4 行目、保健センター費の増額です。保健衛生費寄附金を活用し、保健センター事業等の充実にに向けた備品等を購入するものです。

2 目予防費、補正額 5 1 万 2 千円の減額、1 節報酬から 1 9 節扶助費までで、説明欄の 3 行目、新型コロナウイルス予防接種費の増額です。新型コロナウイルス予防接種費では、予防接種法に基づき給付を行うもので、特例臨時接種期間中における健康被害の方に給付金を支給するものです。

1 枚はねていただきまして、2 2、2 3 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額 1 2 5 万 1 千円の減額、2 節給料から 4 節共済費までです。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、補正額 1 8 6 万 3 千円の減額、2 節給料から 4 節共済費までです。

2 目商工業振興費、補正額 1 1 万 1 千円の減額、1 節報酬と 8 節旅費です。

3 目観光費、補正額 7 0 万 2 千円の減額、1 節報酬から 4 節共済費までです。

4 目消費者行政推進費、補正額 1 万 5 千円の増額、1 節報酬と 8 節旅費です。

令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案、福祉常任委員会の所管分についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

はい、浅妻です。

1 9 ページの新規計上されております子育て情報発信費について伺います。

子育て応援に関する宣言と合わせて、本市が実施する子育て支援策の情報発信を行うための経費ということで説明ありましたがけれども、この子育て応援に関する宣言というのは、目的といたしますか、なぜ行うのか教えてください。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

本市は県内で高い水準を維持し続けております出生率や、立地的にも名古屋市のほうに隣接しているという強みを生かしたまちづくりを行っておりますが、令和3年9月をピークに人口が減少に転じております。そういった状況の中で、人口減少に歯止めをかけて一層の発展を図るために、子育て応援に関する宣言を行ってまいりたいと予定をしております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

はい、ありがとうございます。

そうですね、せっかく高い水準の出生率を誇っておりますので、人口減少対策ということでやられるということですが、実際にこの宣言の内容については、どのようなものになるのでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

内容につきましては、まだ具体的な内容については現在検討中でございますけれども、子どもが安心して過ごせる居場所などを通じまして、子どもたちの成長を地域全体で見守っていく、また子どもの笑顔があふれるまちをつくることを目的として宣言のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

今、内容のほうは検討中ということなんですけれども、地域全体でという言葉を出していただきまして、せっかく大々的に宣言を行うのであれば、まち全体で未来を担う子どもたちを育む文化といいますか、意識というものができていくような宣言をお願いしたいと思います。こちらの宣言ですけれども、市長提出議案等説明資料のほうに、令和6年4月に行うというふうに書かれ

ておりましたが、こちら、いつ、どのようなタイミングで行うんでしょうか、教えてください。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

4月のほうでというところですがけれども、こども家庭庁の創設とか、こども基本法の施行などを受けまして、令和6年度4月から本市も組織体制を見直すことを予定しております。その機会のように合わせて、なるべく来年度の早い段階で宣言を行っていききたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

表に出て、皆さんの見える形になる宣言というのも、とても大切だとは思いますが、やはりそれ以上に子ども、子育てに寄り添う、対応ができるような体制づくりというのはとても重要だと思いますので、表に出るものと中の仕組みとという両輪でしっかり丁寧に進めていただきたいと思います。こちらに合わせて子育て情報発信費というものが今回計上されていると思うんですが、この子育て情報発信というのは、具体的にはどのようなことを行うんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て応援に関する宣言に合わせて、今、本市のほうを実施しております子育て支援策の情報ですね、一元化いたしまして、特設ホームページやリーフレット、こちらのほうを作成して、発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

子育て支援策が見える化されて、伝わりやすくなるというのは、子育てしている方々にとって

大変親切なツールになると思いますが、子育て支援策というのが、子育て支援課が管轄するだけでなく福祉部全体であったりとか、例えば教育、公園とかになれば、それこそ建設部とか、全部、全課にわたると思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

委員御指摘のとおり、現在、本市が行っております子育て支援事業につきましては、部局や課をまたいでおります。ですので、各課と調整いたしまして、その辺も情報を一元化していきたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

ありがとうございます。

実際に市民の方からお問合せあったときに初めて知るってというようなサービスもありますので、全部情報が一元化されるということは、とてもいいことだと思いますけれども、やはり全部のものを拾い上げるってとっても大変なことだと思うので、ぜひ細かなものまで拾い上げて、よいものをつくっていただきたいなと思います。

この特設ホームページやリーフレットが出来上がったときに、今、ちょっと内容も触れましたけれども、実際、具体的な内容とか、どのように活用されていくのかっていう、今、構想がありましたら教えてください。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

活用方法ですけれども、子育て世代の方々に伝わりやすいものにするために、子育てに関わる全ての事業の洗い出し、先ほども関係部局と調整と申し上げましたけれども、洗い出しのほうを行いまして、より魅力的に見せるためのキャッチコピーなどをつけまして、事業の整理を行ってまいりたいと考えております。

また、その作成したリーフレット等につきましては、婚姻届の提出いただいたときだとか、あ

と母子手帳の交付、あと乳児健診、あと保育園ですと入園の申込み、そういったところの機会に配付をしていきたいというふうに考えております。また、リーフレットにつきましては、QRコードをつけたいというふうにも考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

はい、ありがとうございます。

子育て当事者に向けたもので実用的なものになるのかなというふうに伺って思いました。また、キャッチコピーをつけるということだったので、ホームページについては、恐らくその当事者の方だけじゃなくて、市民の、今子育てしてないけどという方だったりだとか、他市の方へのアピールにもなるのかなと思いますので、ぜひ魅力的な媒体をつくっていただきたいと思います。

ちょっと最後になりますけれども、こういった子育て応援に関する宣言ですとか情報発信、で、今頂いた答弁など、本市がこれから子どもや子育て支援に力を入れていくぞというふうに私には見えているんですけども、今後の清須市の方針について、どのようにお考えかということ、市長にお答えいただいてもよろしいでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

これからということなんですけれども、これまでもいろんなことをやってきたつもりで、これで19年目になりますか、政策を始めて。毎年毎年いろんなことをやってきたつもりなんですけれども、例えば今年だけに限ってもエアコンもつけましたし、7月にはこども医療費、高校生世代まで拡大しました。あとは給食費も物価高騰分は公費にしましたし、一部ですけども3か月分の学校給食費の無償化もやってきたと思っています。こうした積み重ねで、今、清須も出生数は減っておるんですけども、これは全国的な話で愛知県もそうなんです、その中であってはまだ県下でも出生率でいけばトップクラスにあると、維持していると、これが今までの積み重ねなんだろうなというふうに思っています。

御質問のこれからということなんですけれども、恐らく出生率は、出生数もなんですけれども、どんどんこれからもっと加速度的に厳しい状況になっていくというふうに思います。もういろん

な手を打っても、一気に回復はしないというふうに言われてますので、しかし、それでもやっていかなきゃいかんわけで、もう今、国もようやく6月にこども未来戦略方針を立てて、今、毎日、具体的な施策も新聞報道では出てきておりますけども、国にはもう本当にしっかりと取り組んでほしいなというふうに思ってます。

清須はどうするんだということなんですけれども、今、担当から説明がありましたように、来年の4月にはこども家庭センターをつくって、主にこれは子育て支援課と健康推進課と学校教育課のうちの幼稚園部分を、同時に組織を見直すことにしています。もう一つは、学校給食費の物価高騰分については、これ来年の予算の審議に入ってしまうんですけども、この間、一般質問でもお答えしたように、今のところ私の腹の中では公費で負担をしたいというふうに思ってますし、また新たな施策も今考えているところです。そういったことを子育ての宣言と同時に、今日、御質疑をいただいております補正予算のこの情報発信費で、リーフレットとかホームページもしっかりとつくり上げて、この間も実は、先ほど今、お話があったように、さっきの3課だけじゃないもんですから、ほかの課でも子育てにヒットする事業があるはずなので、この間の幹部会議でも、もう全て拾い上げてほしいという指示はいたしました。そういうものを1つの情報紙にして、またホームページを作って、市民の皆さん、特に若い方に結婚していただいて、そして安心して子どもを産んで子育てができるようにしてほしいなというふうに思ってますし、また市外の人には、それを見ていただいて、清須に引っ越して子育てをしてみたいと、してみようと思っただけのように、そんな取組をこれからしっかりとやっていきたいと思っています。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

丁寧な御答弁、また真摯に取り組んでいただいていること、大変よく分かりました、ありがとうございます。

私も市長がおっしゃったように、もう既にとても魅力がたくさんある市だと思っておりますので、そこが多くの方に伝わるといいなということと、どうしても人口減少というものが避けられない中で、選ばれていく清須市になってほしいなと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いします。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ここで一般傍聴者の方がお見えになりましたので、入室を許可します。

それでは、ほかに質疑のある方の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋 哲生委員

今の子育て応援宣言のことでちょっとお聞きしたいんですけど、これは条例化を伴うような宣言を考えているんですか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課の吉野でございます。

今のところ具体にはそういった部分については、まだ話は出ておりません。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

本市は非核平和都市宣言というのがありますよね、それは条例でやってると思うんですけど、今は考えてないという、どのように作り上げていかれるんですか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

ほかの部局のほうとも、その辺も含めてちょっと協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

宣言って、誰が何を、どういう、ちょっとイメージが分からないんですけど。都市宣言なんかね、清須市。どういうふうを受け止めたらいいんですか。そんな、そこまで行かないようなというようなことなんですか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

今、内容につきましては、課長から答弁させていただいたとおりの事業をちょっと進めさせていただくんですが、やはりまず子育て世帯を、まずどういう施策をされてみえてるかということをお存じない方もたくさんお見えになるかと思っております。いろいろ課をまたいでいるところがありますので、そういうものを一元をさせていただいたリーフレットをちょっと作成をさせていただくものでありますので、その情報をまず皆さんに知っていただく、こういうことをしてまずということ、情報を知っていただくということで、まず今回冊子を作らせていただくということになりますので、まずそちらのほうで冊子等を作らせていただきまして、その中でまたそれぞれ検討をちょっとさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

情報発信は分かったんだけど、宣言っていうと、清須市は子育てを応援していくんだぞと高らかに理念をうたい上げるようなもんだと思うんですけど、どのようにするんですか、宣言。いまいちイメージが。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

先ほど答弁させていただいてますように、やはりキャッチコピー、まずいろんな課のところですね、集約をさせていただきまして、その中でキャッチコピーをさせていただきまして、そのところからいろいろとまた展開をしていきたいなというふうに、ちょっと思っております。まず各課の今実際やっている集約をさせていただきまして、そちらのほうで、どんなキャッチコピーを持って、清須のほうの子育てに力を入れているということ、まず今回のところで業者の方と、各担当、関連課と含めた形で協議をさせていただいてからになるかと思っておりますので、まずはそちらのほうのキャッチコピーとか、まずその作成をさせていただくというところからスタートと思

っておりますので、その後になってくるかと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

令和6年の4月に宣言するんですよね。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課の吉野でございます。

令和6年度の年度の早い、できる限り早いところでというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

4月ですよ。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

できる限り早いところでというところで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

まだちょっと具体的には決まってないけど、また庁内で調整してということですね。つくり上げていくに当たって、まだ市民を巻き込んでやるとか、そこまではまだ行ってないということですね。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかに質疑のある方は。

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

今のところで、子育て情報発信費のところ、様々今、今後やっていくとされることを、現在検討中のこともあるということで聞かせていただきましたけれども、今回、市のホームページにいろんなことを上げていきたいということで、お話、今ありましたけれども、ホームページと併せて、本市に関しては子育てアプリのキヨスマもあると思いますけれども、そちらは一緒に新しくしていくとか、何か方向性というかありますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

今回の補正予算のほうでは、専用ウェブページの新設ということで想定しておりますけれども、キヨスマなどの既存の情報媒体におきましても、新しい専用のウェブページとリンクすることで案内できればというようなことを考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です、ありがとうございます。

この子育てアプリのキヨスマも非常にできたときは先進事例だったと思いますので、それから結構10年ぐらいたっているのかなと思うんですけれども、こういった子育ての情報っていうのは、本当に日々変わったりとか、年によって変わったりとか、非常に情報がやっぱり早く、子育て中のお母さんたちも、より早く知りたいということもありますので、今後いろんなこと、この宣言をされていく中で、具体的にもっと詰めていかれると思うんですけれども、ぜひまた清須市

はこういうこと、子育てアプリの更新も非常に進んでいく、またホームページとリンクして、早い情報が得られるということ、また独自の政策の1つとして発信していくことが、やっぱりここで子育てしてよかったかなって皆さんが思っていただけの1つにもなると思いますので、ぜひアプリのほうも、またお金のかかることだと思いますけれども、また検討課題としていただきますよう要望させていただきます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかに質疑のある方。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案のうち福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案のうち福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について説明をお願いします。

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明させていただきます。

補正予算書説明書の44ページ、45ページを御覧ください。

はじめに、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額45万9千円の減額、1節現年課税分で医療給付費分と後期高齢者支援金分です。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 5 1 9 万 2 千円の増額、1 節職員給与費等繰入金で、職員人件費の増額と 7 節産前産後保険税繰入金です。

歳入につきましては以上でございます。

1 枚はねていただきまして、4 6、4 7 ページを御覧ください。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 4 7 3 万 3 千円の増額、1 節報酬から 4 節共済費までで、職員人件費の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第 6 5 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第 6 5 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 6 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課の寺社下です。

議案第 6 6 号について御説明いたします。

令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に関する説明書の 5 8、5 9 ページを御覧ください。

歳入から御説明させていただきます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目事業費補助金、補正額 7 7 万 5 千円の増額、1 節事業費補助金です。

3 目地域支援事業交付金、補正額 8 千円の増額、1 節現年度分です。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 1 万 2 千円の増額、1 節現年度分です。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 5 千円の増額、1 節現年度分です。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 5 1 6 万 4 千円の増額、1 節職員給与費等繰入金と 4 節地域支援事業繰入金です。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 1 万 3 千円の増額、1 節介護給付費準備基金繰入金でございます。主なものは一般会計からの職員人件費の繰入金と、システム改修費の充当先である国庫支出金の増額となります。

歳入については以上となります。

6 0、6 1 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5 9 3 万 3 千円の増額、1 節報酬から 1 2 節委託料までです。主なものは令和 6 年度からの介護報酬改定等に対応するためシステム改修を行う委託料の増額になります。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、補正額 4 万 4 千円の増額、3 節職員手当等と 4 節共済費です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第 6 6 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について説明をお願いします。

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について御説明させていただきます。

令和5年度一般会計・特別会計補正予算書、説明書の72ページ、73ページを御覧ください。はじめに、歳入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額12万円の増額、1節職員給与費繰入金の増額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

はねていただきまして、74、75ページを御覧ください。

続きまして歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額12万円の増額、1節報酬と3節の職員手当等で、職員人件費の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほうよろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された議案についての審査は終了しました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

御異議ございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出します。

また、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

御異議がございませんので、そのように決定します。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会します。

早朝よりお疲れさまでございました。

（ 時に午前10時48分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月13日

福祉常任委員会委員長 山内徳彦